

P03

自然公園等整備事業の概要

自然公園等整備事業の概要

P04~09

環境省が直轄事業として整備

環境省の直轄事業

P10~13

地方公共団体が交付金事業として整備

地方公共団体の交付金事業

P14~15

自然公園等制度の変遷

自然公園等制度の変遷

自然公園等整備事業とは

日本は南北に長く、海洋に囲まれ、複雑な地形と顕著な四季の変化を反映して、美しい自然風景とともに、多様な生態系を有しています。

このような優れた自然の風景地を保護するとともに、

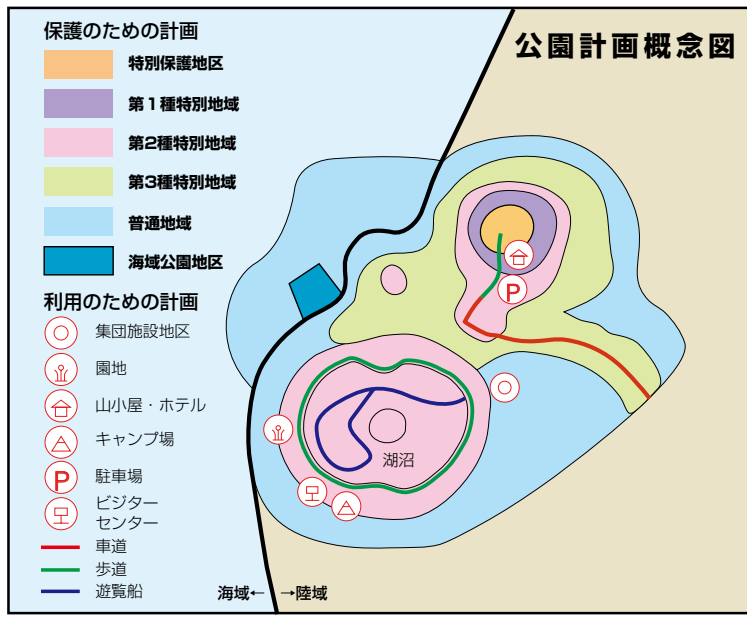
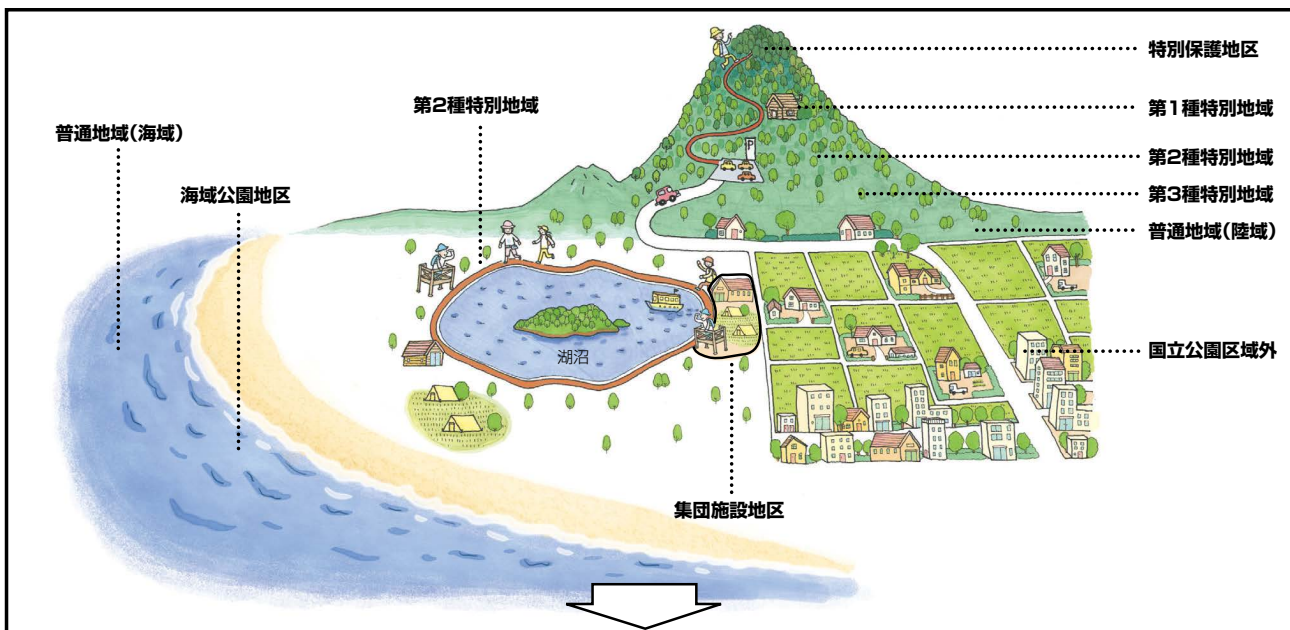
その適正な利用を図るため国立公園・国定公園等が指定されています。

自然とのふれあいを求めて訪れた人々が、自然に学び、自然を安全かつ快適に体験できるよう、

環境省では公園利用に必要な施設の整備や、自然環境保全のための施設の整備を行っています。

公園計画

国立公園ごとに定めた公園計画に従って、自然の保護と利用を進めています。



●公園計画の考え方

土地の自然の状態や使われ方によって、特別保護地区、第1種から第3種までの特別地域、普通地域に分けます。規制は特別保護地区が最も厳しく、普通地域になるに従って緩やかになっています。

また、それぞれの公園の自然保護と利用のバランスを考えて、計画的に施設の整備を行なうために公園ごとに山小屋や登山道やビジターセンターの配置を考えます。

国立公園の地種区分 (令和6年3月末現在)

特別保護地区	292,338ha
第1種特別地域	291,764ha
特別地域	
第2種特別地域	517,058ha
第3種特別地域	518,870ha
普通地域	575,808ha
総面積 (陸域のみ) 2,195,837ha	

■自然公園法 第1条

この法律は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする。

自然公園等整備事業の概要

自然公園等整備事業は、国立公園、国定公園、長距離自然歩道、国指定鳥獣保護区、国民公園等において、「自然と共生する社会」を実現するため、自然環境の保全や自然生態系の再生を図るとともに、安全で快適な利用を推進するための施設等の整備を行う事業です。

国立公園において環境省が行う直轄事業

我が国を代表する自然風景地を保護するとともに、その適正な利用を図るため、国立公園の保護及び利用上重要な次の事業について、重点的に整備を行います。

1 風致を維持する必要性が高い地域における公園事業

特別保護地区、第1種特別地域及び海域公園地区で行われる事業
(これらの地域に到達する歩道等、密接に関係する周辺地域の事業を含む)

2 集団施設地区に係る公園事業

ビジターセンター、トイレ、駐車場等の集団施設地区に係る事業 (案内標識等、密接に関係する周辺地域の事業を含む)

3 その他、特別に保護する必要がある地域、動植物に係る公園事業等

長距離自然歩道、自然再生事業、絶滅危惧種、天然記念物等貴重な動植物の保護増殖のために必要な植生復元施設及び動物繁殖施設、生態系維持回復事業、多数の利用者への対応として特に整備が必要な歩道、園地、国立公園へのアクセスルートにおける誘導案内等の整備

国指定鳥獣保護区、国民公園等において環境省が行う直轄事業

→詳細は、P6を参照

国立公園、国定公園等における交付金事業

→詳細は、P10～11を参照

●国立公園等施設利用環境整備事業（長寿命化対策）（平成29年度～）

政府の「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、多くの来訪者が安全に安心して国立公園等の各種施設を利用できる環境を整備し、公園全体のインフラ機能を将来にわたって発揮し続けるため、公園施設の計画的・効率的な維持管理・更新等を進めています。

●各区域と整備主体（事業メニュー）の関係

区域	整備主体		都道府県 (交付金事業)		市町村 (交付金事業)	
	環境省 (直轄事業)	長寿命化		長寿命化		長寿命化
国立公園	○	○	○※1	○※2	○※1	○※2
国定公園	—	—	○※1	—	○※1	—
長距離自然歩道	○※3	○※3	○	—	○	—
国指定鳥獣保護区	○	○	○※4	—	—	—
国民公園等	○	○	—	—	—	—

※1 国立公園区域内または国定公園区域内の長距離自然歩道も交付金事業の対象

※2 令和3年度以降は個別施設計画の策定については対象外

※3 国立公園内のみ事業の対象

※4 平成18年度までに着手している国指定鳥獣保護区における自然再生施設の整備事業のみ事業の対象